

承認第1号

豊後大野市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年5月1日 提出

豊後大野市長 川野文敏

専決処分書

豊後大野市税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

豊後大野市長 橋本 祐輔



豊後大野市税条例の一部を改正する条例

豊後大野市税条例（平成 17 年豊後大野市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 33 条第 6 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 34 条の 9 第 1 項中「第 33 条第 4 項の申告書」を「第 33 条第 4 項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第 6 項の申告書」を「同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第 2 章第 1 節第 6 款」を「同節第 6 款」に改める。

第 48 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 2 項中「においては」を「には」に改め、同条第 3 項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第 5 項第 1 号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第 5 項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第 6 項中「によって」を「により」に、「第 75 条の 2 第 7 項」を「第 75 条の 2 第 9 項」に改め、同条第 7 項中「によって」を「により」に改める。

第 50 条第 1 項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第 2 項中「とする」の次に「。第 4 項第 1 号において同じ」を加え、同条第 4 項中「法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「(当該修正申告書)を」を「(当該増額更正)に、「同条第 1 項」を「法第 321 条の 8 第 1 項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、

「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

第63条の2の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」に改める。

第83条第2項中「5月11日」を「5月1日」に改める。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第 10 条を次のように改める。

(読替規定)

第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。

附則第 10 条の 2 第 6 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 32 項第 2 号ハ」に改め、同条第 11 項を削り、同条第 12 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 2 中第 13 項を削り、第 14 項を第 13 項とする。

附則第 10 条の 3 第 2 項中「附則第 7 条第 2 項」を「附則第 7 条第 3 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 12 条第 21 項第 2 号」を「附則第 12 条第 21 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項第 2 号中「附則第 12 条第 22 項の規定により読み替えて適用される」を「附則第 12 条第 24 項において準用する」に改め、同条第 6 項中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 26 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 12 条第 28 項」を「附則第 12 条第 30 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 12 条第 36 項」を「附則第 12 条第 38 項」に改め、同条第 9 項中「に施行規則附則第 7 条第 11 項」を「に施行規則附則第 7 条第 14 項」に、「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 26 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 11 項」を「附則第 7 条第 14 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 8 項の次に次の 2 項を加える。

9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 16 条第 3 項中「次項」を「以下この条（第 5 項を除く。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大

臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 19 条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第 16 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第 16 条の 3 第 2 項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第 33 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第 33 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第 33 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 4 項」を「附則第 34 条の 2 第 1 項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第 1 項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第 2 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 9 項」を「附則第 34 条の 2 第 10 項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第 20 条の 3 第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第 20 条の 3 第 6 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）」を「同条第 4 項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 6 条の規定 公布の日

(2) 附則第 5 条第 1 項の改正規定及び次条第 2 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日

(3) 附則第 5 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊後大野市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の豊後大野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 48 条第 3 項及び第 5 項並びに第 50 条第 2 項及び第 4 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に新条例第 48 条第 3 項又は第 50 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 28 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 61 条第 8 項及び附則第 10 条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改

正する法律（平成 29 年法律第 2 号。第 4 項及び次条第 2 項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この項において「新法」という。）第 349 条の 3 の 4 に係る部分に限る。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した新法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等（第 4 項において「震災等」という。）に係る新法第 349 条の 3 の 4 に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第 61 条の 2 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 63 条の 3 第 2 項及び第 74 条の 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 36 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成 28 年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを豊後大野市税条例第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第 13 条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第 18 条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（豊後大野市税条例第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 豊後大野市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年豊後大野市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」

を「豊後大野市税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 82 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3.100 円
第 82 条第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
第 82 条第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
附則第 16 条第 1 項	第 82 条	豊後大野市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年豊後大野市条例第 18 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)
	3,900 円	3,100 円
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ)a の項	第 2 号ア(ウ)a	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ)a
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ)b の項	第 2 号ア(ウ)b	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ)b
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

(豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 豊後大野市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年豊後大野市条例第 31 号）

の一部を次のように改正する。

第1条の2中豊後大野市税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第2条を次のように改める。

(豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市税条例等の一部を改正する条例(平成26年豊後大野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「三輪」を「3輪」に改め、同条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。